

瀬戸市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市が発注する建設工事について、工事の質の確保を図りつつ、入札・契約手続のより一層の透明性及び競争性を高めるとともに、不良不適格業者の参入を防ぐため、一定の条件を付した制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件につき予定価格が1億5千万円以上の工事、総合評価落札方式により入札を行う工事又は電子入札システムにより実施する工事のうち、市長が定めた工事とする。

(入札参加資格等の公告)

第3条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札実施の公告は、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号。以下「契約規則」という。）第7条及び第8条の規定に基づき行う。

(入札参加資格要件)

第4条 建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる資格要件を全て備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規則第5条第3項に規定する名簿に対象工事に係る業種が登載されている者であること。
- (3) 対象工事の入札に係る公告の日から開札日までの間、瀬戸市指名停止取扱要領（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立

がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

- (7) 対象工事の業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査結果の総合数値が一定の数値以上を有すること。
- (8) 対象工事と同種の工事について一定の施工実績を有すること。
- (9) 対象工事に配置を予定する技術者が適正であること。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (12) その他、市長が特に必要と定める条件を満たすこと。

2 前項第7号から第9号までに規定する資格要件は、対象工事の業種及び設計金額ごとに瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

3 入札参加者を特定建設工事共同企業体とする場合にあつては、前2項の規定は、当該特定建設工事共同企業体の構成となることができる全ての者の要件に準用する。

（資格確認申請書）

第5条 市長は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、当該参加する者から一般競争入札参加資格確認申請書及びその他指示する書類（第1号様式。以下「確認申請書」という。）の提出を入札実施の公告に記載の期日までに求めるものとする。

（資格の確認等）

第6条 市長は、前条の規定による確認申請書が提出されたときは、委員会に諮り、その資格を確認するものとする。

2 前項の規定により資格を確認したときは、その結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書（第2号様式）（電子入札システムにより実施する入札の場合には、電子入札システムによる様式とする。以下「確認通知書」という。）により当該確認申請書を提出した者に対して通知する。ただし、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付すものとする。

（無資格者への理由説明）

第7条 前条の規定により入札参加資格がない旨を通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、その旨を記載した書面の提出により説明を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する書面が提出されたときは、速やかに委員会に諮り、その結果を書面にて回答するものとする。

（設計図面等の閲覧等）

第8条 一般競争入札に付すものの設計書、設計図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、公告の日から一定の期間に限り、公告に明記された場所において閲覧及び有償配布するものとする。

（入札の執行）

第9条 入札を執行する者は、入札参加者に確認通知書の通知後、入札を執行しなければならない。

2 入札を執行する者は、第1回の入札に際し、入札参加者に対し第1回の入札書に記載される入札金額の工事費内訳書を提示させることができる。

（入札中止等）

第10条 市長は、事故が発生した場合又は入札参加者の不正な行為等により入札を公正に執行できないと認める場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期及び中止又は取消しを行うことができる。

（入札結果の公表等）

第11条 一般競争入札に付した工事の入札及び契約に関する情報の公表については、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要綱（平成15年4月1日施行）の定めるところにより公表するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の各要領の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 2 7 日から施行する。